

平成十六年度

第七十三回

東京都港湾審議会議事録

日時 平成十六年十一月二十四日(水曜日)
於 東京都庁第二本庁舎二階二庁ホール

次第

- 一 開 会
- 二 委員紹介
- 三 会長の選任
- 四 会長代理の指名
- 五 港湾環境整備負担金部会委員の指名
- 六 報告事項
中央防波堤内側海の森(仮称)構想について
(海の森(仮称)検討部会中間報告)
- 七 挨拶(成田港湾局長)
- 八 閉 会

出席者

学識経験者

- 三菱鉱石輸送(株)専務取締役
- (社)日本港湾協会理事
- 富士常葉大学環境防災学部教授
- 千葉大学園芸学部教授
- 東京農工大学大学院農学部教授
- 青山学院大学経営学部教授
- 江戸川大学社会学部教授
- 政策研究大学院大学教授
- 前・(財)東京動物園協会常任理事
- (社)経済同友会副代表幹事・専務理事

港湾関係者

- (社)東京港運協会会長
- 東京倉庫協会会長
- 東京港定航船主会会長
- 東京湾海難防止協会東京支部長
- 東京港湾労働組合協議会副議長
- 全日本海員組合関東地方支部長
- 東京都釣魚連合会会長
- 都民公募
- 都民公募

区域に隣接する特別区の区長

- 中央区長
- 港区長
- 江東区長
- 品川区長
- 大田区長
- 江戸川区長
- 上野治男
- 川嶋康宏
- 重川希志依(欠席)
- 田代順孝
- 福嶋司
- 三村優美子
- 惠小百合(欠席)
- 森地茂(欠席)
- 山田元一
- 渡邊正太郎
- 鶴岡元秀
- 田川英明
- 三澤豊(代理)
- 村田貴
- 都澤秀征(代理)
- 藤澤洋二
- 吉田米豊
- 岩瀬俊介
- 山本順子
- 矢田美英(代理)
- 武井雅昭(欠席)
- 室橋昭(欠席)
- 高橋久二
- 西野善雄
- 多田正見(代理)

東京都議会議員

東京都議会議員
東京都議会議員
東京都議会議員
東京都議会議員
東京都議会議員
東京都議会議員
東京都議会議員

計画調整担当部長
企画課長

滝野義和
浜佳葉子

関係行政機関の職員

東京税関長
関東地方整備局局长
関東運輸局次長
東京海上保安部長
警視庁交通部長

立石晴康
大山均(欠席)
川島忠一(欠席)
柿沢未途(欠席)
木内良明
丸茂勇夫
大西由紀子

臨時(海の森(仮称)検討部会)委員

(社)経済同友会常務理事
(社)日本環境教育フォーラム専務理事
明治大学農学部教授
特定非営利活動法人NPO・NISC事務局長
前・(財)日本野鳥の会自然アカデミー担当
日本大学理工学部教授
東京都職員

藤原啓司(代理)
渡辺和足(代理)
藤田武彦
佐藤清志
関根榮治(代理)
安生徹
岡島成行
輿水肇(欠席)
佐藤留美
下重喜代
横内憲久

港湾局长
技監
総務部長
港湾経営部長
臨海開発部長
港湾整備部長
離島港湾部長

成田浩
樋口和行
斉藤一美
片岡貞行
鈴木雅久
田中亨
萩原豊吉

開 会 (午前十時零分)

○浜企画課長 おはようございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。第七十三回東京都港湾審議会を始めさせていただきます。委員の皆様には本日はお忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本来でございますと、議事進行は会長にお願い申し上げるところでございますが、本日は新たな委員になって初めての開催でございますので、また会長が選任されておりません。会長が選任されるまでの間、私が進行させていただきます。私は港湾局総務部企画課長の浜と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日の審議会は概ね十一時までの一時間程度を予定しておりますのでよろしくお願いたします。また、きょうは公開とさせていただきますので、こちらにつきましてもあわせてご了承くださいます。よろしくお願申し上げます。

まず初めに、議事に入ります前に、本日の委員の出席状況を報告申し上げます。ただいま三十三名の委員の方にご出席いただいております。この中には本審議会委員のほかには海の森(仮称)検討部会の委員も、また代理出席の方も含めまして三十三名の委員にご出席をいただいております。定足数を超えております。また、お一方若干おくれるというご連絡をあらかじめいただいておりますので、間もなくお見えになるかと思っております。

次に、お配りしております資料を説明させていただきます。一枚目が本日の会議次第でございます。

続きまして「東京都港湾審議会委員名簿」でございます。

資料1といたしまして中央防波堤内側海の森(仮称)構想の中間のまとめ(案)の概要、資料2といたしまして海の森(仮

称)構想の中間のまとめ(案)を図で表したA3のものでございます。資料3が海の森(仮称)構想の中間のまとめ(案)でございます。資料4がこの基本構想中間のまとめ(案)の参考資料でございます。

また、別添資料といたしまして、この海の森(仮称)構想の検討部会の検討経過、それから、海の森(仮称)検討部会の委員名簿をおつけしております。また、これに加えて参考資料といたしまして、本日の座席表、東京都港湾審議会条例の写し、また東京港便覧をお配りしております。

配付資料に不足がございましたらお知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、お手元の会議次第に従いまして進めさせていただきますと思います。

委員の紹介

○浜企画課長 まず初めに、委員のご紹介でございます。

大変僭越ではございますが、私のほかからお手元の委員名簿に従いまして、ご紹介させていただきます。なお、名簿上でお名前の横に星印がついている方がいらっしゃいますが、今回から新たに委員になられた方でございます。

それでは、まず、委員名簿で一番上の枠でございます。学識経験を有する皆様方でございます。

上東野治男委員でございます。

川嶋康宏委員でございます。

田代順孝委員でございます。

福嶋司委員でございます。

三村優美子委員でございます。

山田元一委員でございます。
渡邊正太郎委員でございます。

なお、重川希志依委員、惠小百合委員、森地茂委員は、本日はご欠席との連絡を受けております。

続きまして、港湾・海上公園利用者の皆様でございます。

鶴岡元秀委員でございます。

田川英明委員でございます。

三澤豊委員ですが、本日は足立海務専門委員会委員長が代理出席していただいております。

村田豊委員でございます。

戸澤亮征委員でございます。

藤澤洋二委員ですが、本日は牧添支部長代行に代理出席していただいております。

吉田米豊委員でございます。

岩瀬俊介委員でございます。

山本順子委員でございます。

続きまして、港湾区域に隣接する特別区の区長の皆様方です。中央区長の矢田美英委員は、本日は新津土木部長が代理出席していただいております。

品川区長の高橋久二委員でございます。

大田区長の西野善雄でございます。

江戸川区長の本田正見委員ですが、本日は實方経営企画部長が代理出席していただいております。

港区長の武井雅昭委員、江東区長の室橋昭委員ですが、本日はご欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、東京都議会議員の皆様方でございます。

木内良明委員でございます。

丸茂勇夫委員でございます。

大西由紀子委員でございます。

立石晴康委員におかれましては、若干おくれるといつご連絡をいただいております。

それから、大山均委員、川島忠一委員、柿澤未途委員は本日はご欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、関係行政機関の皆様方でございます。

藤原啓司委員ですが、本日は吉田企画調整官に代理出席をしていただいております。

それから、渡辺和足委員ですが、本日は西尾港湾計画課長に代理出席していただいております。

藤田武彦委員でございます。

佐藤清志委員でございます。

関根榮治委員ですが、本日は木滑都市交通対策課長に代理出席していただいております。

続きまして、海の森（仮称）検討部会委員の皆様方です。

安生徹委員でございます。

岡島成行委員でございます。

佐藤留美委員でございます。

下重喜代委員でございます。

横内憲久委員でございます。

興水肇委員は本日はご欠席とのご連絡をいただいております。以上で出席委員のご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、私も東京都側の出席者をご紹介申し上げます。初めに港湾局長の成田でございます。

港湾局技監の樋口でございます。

総務部長の斉藤でございます。

港湾経営部長の片岡でございます。

委員会開発部長の鈴木でございます。

港湾整理部長の田中でございます。

離島港湾部長の萩原でございます。

計画調整担当部長の滝野でございます。
どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、ここから先、一点ご了承願ひたいと存じますが、本日的主要議題でございます海の森に關しまして、正式にはまだ仮称でございますので、資料にはすべて(仮称)としていただいておりますが、今後説明の際には(仮称)を省略した形で発言をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

会長の選任

○浜企画課長 では、引き続きまして、会長の選任に移らせていただきますと存じます。会長につきましては、東京都港湾審議会条例第五条第二項の規定によりまして、学識経験を有する委員の皆様方の中から選任をいただくことになっております。それでは、会長の選任につきまして、ごなたかご発言を願ひいたします。

○田川委員 会長の選任についてご提案申し上げます。当審議会の前会長でいらつしやいます渡邊正太郎委員に引き続き会長をお願いしたどうかと存じます。よろしくお願ひします。

○浜企画課長 ただいま、田川委員から渡邊正太郎委員を会長にというご提案がございましたが、皆様いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浜企画課長 ありがとうございます。それでは、異議なしというご声でございますので、渡邊正太郎委員に本審議会の会長をお願いしたいと存じます。渡邊委員には、申しわけありませんが、会長席のほうにお移り願ひたいと存じます。

○渡邊会長 渡邊でございます。皆様方のご推薦がございました

ので、会長をお引き受けさせていただきたいと思ひます。皆様方におかれましては、ひびひび協力をお願いいたします。この重責を果たしてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、座らせて議事を進行させていただきます。

会長代理の指名

○渡邊会長 まず、会長代理の指名でございます。東京都港湾審議会条例第五条第四項によりまして、会長に事故があるときは、学識経験を有する委員のうちから、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するということになっておりますので、ここで私から指名させていただきますと存じます。川嶋委員にお願いしたいと存じます。川嶋委員、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

港湾環境整備負担金部会

委員の指名

○渡邊会長 次に、「港湾環境整備負担金部会委員の指名」についてでございます。東京都港湾審議会条例第一条第三号に、港湾環境整備負担金に関する事項が本審議会の所掌事項となっております。これにつきましては、昭和五十五年度の第三十七回東京都港湾審議会におきまして、専門部会を設置し、審議することになっております。そこで、東京都港湾審議会条例第八条第二項の規定に従ひまして、部会委員を指名させていただきます。

学識経験を有する委員のうちから、川嶋委員、山田委員、港湾・海上公園利用者の委員のうちから、鶴岡委員、田川委員、二澤委員、都澤委員、行政関係機関の委員のうちから、渡辺委員、藤田委員、佐藤委員の九人の方々にお願いをしたいと存じます。

報告事項

中央防波堤内側海の森（仮称）構想について

（海の森）（仮称）検討部会中間報告）

○渡邊会長 次に報告事項の審議に入らせていただきます。

中央防波堤内側海の森（仮称）構想につきましてご審議いただきますが、昨年十一月、部会に検討と案の作成をお願いしてまいりました経過がございます。このほどその中間報告がまとまりましたので福嶋部会長にご報告をお願いしたいと存じます。どうぞ福嶋部会長、よろしくお願い申し上げます。

○福嶋委員 海の森（仮称）検討部会の福嶋でございます。

昨年の十一月、東京都港湾審議会におきまして海の森（仮称）構想につきまして諮問をなしまして、私のほか十名の委員が指名され、専門部会で検討することとなりました。専門部会は海の森（仮称）検討部会として昨年十二月二十四日、初会合が開かれました。本年十月二十六日まで計六回の検討を行ってまいりました。これまでの検討結果を資料3、中間まとめ（案）として取りまとめました。この間の検討経過につきましては、お手元の別添の資料のとおりでございます。

予定地は東京港の中央部に位置しておりまして、面積が約八十八ヘクタール、完成しますと日比谷公園の約五・五倍にもなります。区部最大級の公園となります。海の森（仮称）は羽田空港を利用する航空機が通る真下にあり、とりわけ羽田に着陸しようとするときに航空機からよく見える場所にあります。東京の海の真ん中に緑豊かな大規模な公園を見ることによって東京に帰ってきた、あるいは東京に来たという思いなり感慨を抱くことのできる東京のランドマークないしは東京の顔になるものと期待されているわけでございます。

東京の顔となる海の森（仮称）をどのような公園にするかというところにつきましては、これまでに東京都に対していろいろな要望、提案が寄せられておりました。しかし、要望を取捨選択することよりもこの場所をどういふ公園とすべきであるかという根本的な議論が必要ではないか、そういうことが検討の始まりでございます。今後これほどの規模のまとまった土地を公園にすることはまず見込めないだろうということから、非常に歴史的な事業になるものと考えております。

先人たちの思いによってつくられた明治神宮の森が八十四年を経た今日、私どもに伝えられ、密集市街地が広がる東京の中にあつて貴重な自然環境をもたらしていますように、海の森（仮称）も将来の子供たちに残して誇れるような公園にしていきたい、こうした考えは各委員に共通する思いでございます。

これまでの市街地にあります公園の多くはいろいろな要素、要望を取り入れた結果、一口で言えば幕の内弁当のような公園となっております。公園の個性というものがなかなか見えてまいりません。臨海部には多くの公園がつくられております。そこにはスポーツ施設をはじめいろいろな施設があつて、その周りに修景的な緑が植えられているという公園のスタイルですが、海の森（仮称）では、森を中心とした公園にして、自

然そのものに親しみ、緑を利用して公園を楽しむ、そういった公園づくりを目指すべきではないか、また交通の便も決してよくないので、周囲の海を生かし、船による交通の便の確保を図り、海と一体となった森づくりを行っていくべきではないか。

さらに、森づくりも工事で木を植えるというだけではなく、みんなでドングリをはじめ木の実から苗木をつくり、それを植えて育てていく、その繰り返しによって多くの人が海の森(仮称)にかかわりを持つていく。そんな仕組みを考えていく必要がある。また、苗木から木々が成長し、森になっていくプロセスそのものを実際に見ることが出来る。そのような自然環境を生かして、子供たちに環境学習や自然体験をしてもいい。また、隣接する廃棄物の処理施設に見学に訪れる小学校とも連携し、あわせて子供たちにこの海の森(仮称)へ足を運んでもらう取り組みが期待できる。まさに海を生かし、森をつくり、人を育てる、これが海の森(仮称)における森づくりの姿としていきたい。これが検討部会委員の一致した考えでございます。

このした議論を踏まえて、これまでの検討結果を取りまとめましたのが資料3の「中間まとめ(案)」でございます。

内容の構成ですが、第1章が「海の森(仮称)の位置付け」、第2章で「構想の基本的な考え方」をまとめ、これを受けまして第3章で「整備構想」、第4章で「新しい事業手法の展開」とハードとソフトをそれぞれまとめております。第5章では「海の森(仮称)事業の進め方」としてハードとソフトあわせ段階的な事業の進め方について述べ、最後に完成した姿として基本構想図及び鳥瞰図を示しております。

また、本文に係る参考資料を資料4にまとめております。協働活動やその仕組みにつきましてイメージしやすいように具体例を示しております。

なお、検討部会としましてはこの中間まとめ(案)を本審議

会で審議いただき、またこれを都民の皆様にご覧いただき意見を伺った上でさらに詰めてまいりたいと考えております。中間まとめ(案)の内容につきましても、事務局のほうから概要をご説明いただくようにお願いいたします。

○鈴木臨海開発部長 それでは、部長にかわりまして事務局よりご説明を申し上げます。

中間のまとめ(案)につきましてはお手元の資料1「中間のまとめ(案)の概要」及び資料2の3枚の図面でご説明を申し上げます。

資料2の1ページは、海の森(仮称)のコンセプトをお示しております。2ページは、海の森(仮称)の事業に当たりましての主な課題と対応方策、都民、企業、NPO等との協働による事業の展開等についてお示しをしております。3ページが構想平面図でございます。各コーナーのイメージ写真を添えてお示ししております。概要の説明にあわせてご参照いただきたいと存じます。なお、海の森(仮称)の名称は現在のところ先ほどの報告にございましたように仮称でございますが、ご説明に当たっては仮称について省略をさせていただきます。それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。

まず「海の森(仮称)」の位置付けでございます。「海の森(仮称)」の計画地は中央防波堤内側埋立地の東側にあり、面積は約八十七・九ヘクタールでございます。この区域のほとんどが昭和四十八年から昭和六十二年にかけて区部で発生しました、約千二百二十万トンで埋められた土地でございます。計画地内には平成八年度に開催をされました全国植樹祭の植樹地、埋め立てごみからしみ出す汚水を処理する第二排水処理場、東京臨海風力発電所、東京都建設発生残土利用センター等の諸施設がございます。これは長期間にわたって存続する施設でございます。

計画地は昭和四十七年七月の東京港第一海底港湾計画一部

変更以来 緑地として計画をされてまいりました。平成十二年十二月には内閣府都市再生本部による都市再生プロジェクト第三次決定におきまして堺 尼崎とともに臨海部の緑の拠点形成の先導的事例として位置付けられております。また「東京港第七次海底港湾計画基本方針」、「東京らしいみどりをつくる新戦略」等におきまして「水と緑のネットワーク」や「海辺の回廊」などネットワーク形成上の拠点として位置付けられております。

このような位置つけの海の森(仮称)につきまして平成十四年 東京都海上公園審議会は「蘇れこみの島」として都民等との協働により自然環境の再生を図ることを提言されております。こうした背景を踏まえまして、海の森(仮称)構想の基本的な考え方を「自然環境の再生」、「活気ある個性的な公園」、「新しい事業手法の展開」といたしました。

資料2の1ページをあわせてごらんをいただきたいと存じます。

第一の「自然環境の再生」では、海風の強いこみ埋立地での自然再生を行い、多様な生物が息つく豊かな自然を取り戻してまいります。その一つとして臨海部に植えられている木々からドングリをはじめとした種子を採取し、それをまいて苗木を育てていくという取り組みを行ってまいります。

第二の「活気ある個性的な公園」では、より多くの利用者が訪れるよう立地やスケールメリットを生かし、周辺にある公園との差別化を図り、個性化を図るものでございます。森や海での自然との触れ合い、広場でのイベントの開催、前面の海域でのマリンスポーツなどにより活気ある公園を目指していくこととしております。

第三の「新しい事業手法の展開」では、都民や企業の社会参加や社会貢献への意欲の高まりに対しまして、社会的な参加の場として位置づけ、さまざまなニーズに合う多様な参加形態を

展開して、民間の力を活用し、都民、企業、NPOなどと協働しながら森づくりを進めていくものでございます。

このような基本的な考え方を進める上での欠かせない視点として「リサイクル」、「自然環境を学ぶ」、「海と空の玄関口にランドマークの形成」、「時間をかけて段階的に整備」の四つをお示しました。

「リサイクル」の視点でございますが、計画地はかつてこみの島であったことと、現在も周辺にリサイクルや廃棄物処理施設が立地しているため、持続可能な社会の実現のための取り組みの一つとして整備や利用においてリサイクルに取り組んでまいります。例えば剪定枝葉のリサイクルによる土づくりや間伐された根株による緑化、建設発生土を用いた造成、雨水を有効に活用した整備などを行ってまいります。

「自然環境を学ぶ」という視点でございますが、海の森(仮称)では協働により自然環境の再生を進めることから、その過程で得られる多様な情報を活用して積極的に環境学習に取り組むとともに、それにかかわる人材の育成を進めていくことが必要であると考えております。

「海と空の玄関口にランドマークの形成」につきましては計画地が東京の空と海の玄関口に位置するため、航空機や船舶からの眺望、臨海部の建物等からの眺望を考慮し、東京湾に浮かぶ大きな緑の森として新たな東京のランドマークとなるように整備を図ることが必要であるとの考え方でございます。

時間をかけて段階的に整備するといった視点につきましては自然再生の取り組みにおいてはドングリから苗木を育て、さらに森へと成長させていくため長期的な視点に立った整備を進める必要があると考えております。また、都民等により広範な参加による森づくりを継続的に行うため、世代を越えた取り組みが必要であるとも考えております。

こつしたプロセスを重視した森づくりによって一人一人の公園であるという意識や愛着が醸成されていくものと考えております。また、長期にわたる事業となることから、整備の過程で順次供用するため、段階的な整備を進めるとともに社会の変化に対応して適宜、事業を見直すことも必要であると考えております。このような考え方や視点に立ちまして、こみの埋立地をおおむね三十年かけて東京の新しいシンボルとなるような海に囲まれた緑豊かな公園に整備していくこととしております。

このような公園にしていくためには、幾つかの条件や課題がございます。一つには、台形の単純な地形であること、二つには、こみの埋立地であり大規模な掘削ができないこと、三つ目は、強い海風を受ける埋立地で自然再生を進めること、このほか計画地への交通手段、海とのつながり、外側から見たときの景観形成などの課題がございます。

こつした課題への対応といたしまして、一つには、台地上部に土塁を設け、部分的に小山をつくるなどにより地形に変化を持たせてまいります。二つには、土壌改良を図りながら風に強い種類や植え方により防風林を形成してまいります。また、地下的ごみ層についてはこれまでの調査結果を見る限り利用に影響はないものと考えておりますが、事業の具体化に当たりましては十分な調査を行った上で関係法規に基づいて適切な対応を図ってまいります。

こつした取り組みにより風の影響を弱め、多様な植物の生育を可能にし、海、海辺、草地、林、森などの自然の多様な形態を配置するとともに、利用しやすい空間を確保してまいります。

また、バス以外にも海上バスを利用した海からの交通手段を確保するとともに、海辺に磯浜やプロムナードを設け、海に親しめる空間を確保してまいります。

こつした計画地の持つ条件や課題に対応して大まかな敷地の

割りつけを行うのがゾーニングでございます。資料1の四ページと、恐れ入りますが、資料3の十五ページをあわせてお開きをいただきたいと存じます。

空間の構成といたしまして、「土台となる自然空間を舞台に」「森との関わりを持つ空間」「海と関わりを持つ空間」「管理・運営のための空間」で構成をいたします。

資料3の十六ページをお開きください。この空間構成からさらに人の動線や自然の度合いとの兼ね合いを考えてゾーンの配置を行っております。

次の十七ページのゾーニング図をごらんをいただきたいと思っております。

計画地の斜面部に防風機能を有した常緑樹主体の風の森、この風の森に囲まれた台地中央部につどいのくさ原、ふれあいの林、観察と保全の森の三つの利用ゾーンを配置いたします。また、臨海道路や海からのアクセスを考慮し、計画地南側にエントランス、管理サービス拠点、駐車場などのサービスエリアを配置いたします。さらに計画地の南東から東にかけては観察と保全の海辺とふれあいの海辺を配置しまして、人と生き物と海との接点を創出いたします。

資料2に戻っていただきます。3ページにお示しをいたしましたのがこつしたゾーニングをもとに施設の配置を行った完成平面図でございます。海沿いには海に親しんでいただけるようプロムナードや磯浜を配置しております。また、海からおいでいただけるよう海上バスの発着場を設けております。この海上バス発着場前の広場からは臨海道路の第三航路横断橋や対岸の若洲地区を臨むことができます。海辺から内側に入りましては原っぱ、林、森、池などの利用の度合いと自然の度合いに順次変化を持たせた配置を行っております。

土塁の内側に降った雨水をためた池が原っぱと林の間と、林

と森の間の二方所につくられ、異なる景観を見せます。この池から流れ出る小川が東側の湿地を潤し、さらには海際の潮入りの池に入って淡水と海水がまじり、そこにすむ生物の種類を増やすこととなります。原っぱでは野外コンサートなどのイベントも開かれます。また海の森から臨海部を展望できるよう小山を配置しております。東側の斜面にはお花畑を設け、若洲地区や航路からの景観に四季の彩りを演出しております。

なお、周囲の海域の利用につきましては、船舶の航行する水路でありますので、関係機関と十分調整の上、検討をしております。

次に、新しい事業手法の展開でございますが、都民、企業、NPO等との協働によって事業を進めていくに当たりまして、その仕組みについて考え方をまとめてございます。海の森(仮称)づくりは市街地から離れた埋立地での事業であり、東京都を代表する大規模な公園であり長期にわたる事業でありますので、地域や世代を越えてより広範な都民、企業、NPO等との参加を求めて協働事業を進めていく必要がございます。

そこで協働についての原則的な考え方を五つ示しております。

一つ目は、役割分担の明確化でございます。協働参加者と東京都は役割分担を明確にし、協働事業を展開していくことが必要でございます。

二つ目は、進化発展する協働のしくみづくりでございます。事業の初期段階では東京都が協働事業を先導し、徐々に協働参加者の自主性を拡大をいたしまして、試行、軌道修正をしながら独自の仕組みへと進化をさせていくこととしております。

三つ目は、海の森(仮称)をつくり、育て、守り続ける仕組みづくりでございます。世代を越えた森つくりを支えるために、継続する協働の仕組みを考える必要がございます。

四つは、公平性・公開性を確保した仕組みづくりでございます。

す。広範な参加を得るためには、特定の参加者による偏った運営が行われないよう公平性、公開性を確保する必要がございます。

五つ目は、拡大するネットワークづくりでございます。さまざまな都民、企業、NPO等の参加や交代が繰り返される柔軟な体制を継続し、さまざまな主体とのネットワーク形成、人や組織の育成を図ってまいります。こうした考え方によって海の森(仮称)の活動が外部へ波及していくことが期待されるしております。

恐れ入りますが、もう一度資料3をこらんいただきましたと思います。二十八ページをお開きいただきます。

協働活動を円滑に進めていくための仕組みを育成する道筋を示しております。初期段階では東京都が実行委員会方式による植樹祭を順次、開催しながら植樹祭に参加した都民、企業、NPO等に対しまして継続して活動を行う実行グループづくりを働きかけ、さらに複数の実行グループからなる協働活動組織ここではグループ連絡会と称しておりますが、その形成を促し、自主的な運営に向け組織化を支援し、育成してまいります。参加者は協働活動を継続して行うためにグループ連絡会をつくり運営をしております。グループ連絡会と東京都が対等なパートナーという位置づけのもとに、協働活動の計画や実施などについて協議・調整を行う場として協議会を設けます。さらに協働活動の過程で発生する各種課題に対して公平な見地からアドバイスするアドバイザー会議が必要であると考えております。

こうした仕組みをつくり運営していく過程では専門的な調整能力を持ったコーディネーターが不可欠であると考えております。また、海の森(仮称)は自然やその再生技術、協働活動などについて学ぶことができる場となります。そのための環境学

習の実施や協働活動を支える人材を育てていくための仕組みとして海の森楽校、これは仮称でございますが、これを設けてまいります。「ここでは楽しく学んでいただく」という考えから、「楽」の字を当てております。

次に、広範な人々の参加や支援をいただかなければ協働を進められませんので、その賛同を得るための方策を検討いたしました。資料3の三十二ページ以降及び具体的な方策の例として資料4、参考資料の七ページ、八ページにお示しておりますが、賛同を得るためには不特定多数の人々に海の森（仮称）を知ってもらい、好感を持ってもらえるよう認知度を高め、さらに協働活動の社会的意義や活動成果をアピールし、信頼性や健全性を印象づけていくことが必要であると考えております。また、支援の意向を持つ人々を対象として、海の森（仮称）友の会といったものも設けてまいりたいと考えております。

海の森（仮称）の事業の進め方でございますが、事業期間としましてはおおむね二十年程度と想定をしております。そのため整備の終わったところから順次利用していただけるような段階的な整備を進めてまいりたいと考えております。この過程で協働活動も行われますので、整備・利用・維持管理・協働などを総合的にマネジメントしてよりよい事業展開を図っていくことが必要であると考えております。

以上、海の森（仮称）構想の中間のまとめ（案）の概要を説明させていただきました。詳細につきましては、恐縮でございますが、後ほど本文を「一読いただければ」と思っております。以上でございます。

○渡邊会長 ありがとうございます。

福嶋部会長及び各部会委員の皆様にはここまで海の森（仮称）構想の取りまとめに大変ご努力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまの説明につきまして皆様方からご意見を質問を伺いしたいと思います。質問と答弁は時間の関係がありますので、簡潔にお願い申し上げます。いかがでございますでしょうか。

○上東野委員 ご趣旨とか、それから三十年かけてつくり上げるということとはよくわかったんですけども、リピーターはものすごく来てくれるという前提に立ってこういうのをつくると思っていること、騒音の問題でどういったふうな対応をなさっているのかということを質問させていただきます。と思います。

○渡邊会長 それでは、事務局から。

○鈴木臨海開発部長 当該地はつつそつとした森を一部に設け土塁等で海風を防いだ中でイベント等が行えるような、あるいは野外活動が行われるような場と想定しております。したがって、航空機等の騒音につきましてもできるだけ海風と同様に植えられた木で遮るような工夫が必要かと思っておりますが、技術的な部分も含めまして今後の基本計画の中で十分検討させていただきます。と思います。

○渡邊会長 よろしゅうございますか。

○上東野委員 わかりました。

○渡邊会長 ほかにどなたかございませんか。

○三村委員 大変いい案でございますし、今までにない新しい考え方が大変入っておりますので、ヒートアイランド現象とか自然破壊という言い方からしますと、「こいつ」案が出てくるというのは私は大変いいことだということの評価をしております。

ただ、逆に、三十年かけてということ、それから、今までなかった方法をこれから採用されるといつのことであるので、質問というよりも、ある意味で意見というか、「コメント」という形で申し上げさせていただきます。と思います。

おそろしくこれからだんだんと計画が進んでいくうちにいろいろな問題が出てくるだろうというふうになつきおっしゃったわけですが、これでおそろしく一番自然的な意味からしますと、いろいろな方たちで専門の方がお入りになっていらっしゃると思いますので、私はそれについてはほとんど心配はしておりません。しかし、逆に言えば、公園とかあるいはそれを公共空間という話になりますと、おそろしく新しい課題とか問題が出てくるであろう。そうすると例えばセキュリティとか安全とかというふうな問題も当然ありますし、例えば先ほどの資金というふうな話をどういふふうに田舎にそれを運営していくのか、あるいは使途をどういふふうに運営していくのかという組織の主体という話がきつとすぐに出てくるだろうという感じがいたします。また、このいったいどのような形をつくっていくかで、おそろしく想像できなかった問題も将来的に起こってくる可能性がある。そうすると問題解決の仕組みといった、だれが基本的なところに責任主体があつてというふうなことも出てまいりますので、このボレーションというのは大変すばらしいし、私はこのいったいどのような形で都民参加という形ですばらしいと思うんですが、やはりその点について少ししっかりとした仕組みを最初にできるだけ早目におつくりになったほうがいいというふうに思います。

また、パークマネジメントというのは、これは非常に新しい考え方だと思つたんですが、そのことを含めて、先ほどのことにつまましては、パークマネジメント、四つのところがありますが、例えばサービス提供とか維持・管理という概念をパークマネジメントという概念に、もう少し高度に上げるといふんでしょうか、高めるという形で研究をぜひお願いしたいというふうに思います。

一心コメントとして申し上げます。

○渡邊会長 それじゃ、何かそのコメントに対していっていただけますか。

○鈴木臨海開発部長 実は私も中間の報告をいただいた中で、はこれからこれをどういふふうに動かしていくのかというソフト部分が極めて重要だと思つておりますし、また公の管理という部分を含めまして、いわゆる公平性とかあるいは公開性とか、そういうものを担保しながら二十年間どういふふうに継続させていくか。そういう点で言いますと、先ほどの森の楽校に示されたような人づくりといいますか、あるいはそういう仕組みが再生産されていくようなということが重要だということに思つております。

また一方では、この中間のまとめの中でも指摘をいたしておりますが、三十年という長きにわたつて事業の見直しをしていくことも必要だということでも提言をいただいております。そういった部分を現実に移すべく、今後の基本計画の中でいただいたご意見をもとに十分研究をさせていただきたいと思っております。

○渡邊会長 それでは、次にどなたかございますか。

それでは、私のほつから、今の意見にもありましたように構想としてはこれはどういふことですばらしい構想ができ上がったわけですが、具体的に事業を進めるに当たつてどういふスケジュールでやっていくのか、どういつ時点で都民がそこへ行けるようになるのか、あるいはそれに伴います大卒なお金の使い方といいますか、どういふものをいずれ次にまとめていかなきゃいけないと思つたんですけれども、この辺のスケジュールの考え方をただしたいと思つたんですが、いかがでしょうか。

○鈴木臨海開発部長 まず、全体の事業費の関係でございますが、現在のところ構想の策定をした段階でございますから、これを具体的に計画化していく中で事業費が全体としてどうなるかというところについては十分検討させていただきたいと思つております。なお、今後のスケジュールでございますが、いただきます。

した中間のまとめは今後、都民の意見を伺う中で本年度末に最終の答申としていただきたいというふうに考えております。それを踏まえまして十七年度につきましては、その答申をもとに東京都の行政の部分として基本的な計画、基本計画としてこの構想を実現すべき内容につきまして詳細を詰めてまいりたいと思っております。

その基本計画が策定された後、この構想の中になんて言われております、例えば型定枝葉のリサイクル、あるいはドンブリからの苗つくりといった、いろいろあったらかじめこの整備にとって必要な部分について事業着手をしまいいりたいというふうに考えております。

なお、全体の整備計画はおおむね二十年を想定しておりますが、私どもとしては中間のまとめをいただく段階で審議をいただきました各先生のご意見を踏まえまして、おおむね十年ごとに三つの区切りをつけて南側から風よけのための台地部のいわゆる土塁の形成、いろいろしたものが初期段階の整備になるかと思っております。そういう中でできるだけ都民に整備地区から順次供用していくようなその辺も含めまして、基本計画の中で具体化をさせたいというふうに思っております。

○渡邊会長 どうかほかにございませんか。

それでは、もう一つ私のほうから、いろいろ構想で今度は展開するわけですが、今までの都がいろいろの夢の島、それからその他、各地に特に港湾を中心にした公園をつくっておりますね。その辺の都民の利用の状態が、もっと利用度を上げるためにはどういう工夫をしていくべきか、いろいろいってもいずれどこの機会でも報告いただければ、いろいろものの構想のためにより役立つのではないかと思っていますので、その辺もどうかひとつ今後の機会にちょっと報告いただければと思います。

○鈴木臨海開発部長 「指摘をいただきました海上公園全体の状況あるいは都民の利用あるいは公園自体の状況につきましては、機会をとらえまして審議会の中で報告なり、あるいは資料提供させていただきたいというふうに考えております。

○渡邊会長 どうぞ。

○藤田委員 一点だけ質問させていただきたいと思つんですが、この近辺に羽田に着陸する飛行機のための航空路標識があったかと思つんですが、その場所とそれへの影響について検討されているかどうかだけお願いします。

○鈴木臨海開発部長 「指摘の点は、資料2の下の「海に囲まれた緑豊かな公園」という部分でございます」と、一番東側の部分に当たるかと思つています。これについては移設の検討がされているようにございまして、当該部分については一応現状では移設がされた段階の後の、いわゆる想定図といいますが、鳥瞰図を示してございます。なお、上空六十五メートルが高度利用範囲の宣言というふうになっておりますので、公園の整備に当たりまして上空の高度制限を十分配慮した上で整備をするというふうに考えております。

○渡邊会長 それでは、きょう都民の代表の方もご出席いただいておりますので、岩瀬さんあるいは山本さん、何かご質問なりご意見があつたら拝聴したいと思います。

○岩瀬委員 きょう初めて参加させていただきましたので特別な意見はございませんが、今回の構想の最初の「J」は「はじめ」といって、羽田空港に向かう航空機が東京上空に差しかかると機上から丘陵ですとかいろいろ見える。外から、上空からの景観というのを多少意識されているのかなというふうには感じております。

私も航空機を時々国内で利用していて、例えば今回羽田の場合、着陸直前にこの辺、私もこの埋立地のあたりを時々よく見

ているんですけれども、例えば今までですと、函館とかで着陸する直前に五稜郭という五角形でしたが、非常に特徴のある庭園というか、公園があります。あれはほんとに五角形の星型で、これは五稜郭だとすぐ認識できて、飛行機に乗っていたみんなもわかっていた状態なんです。例えば今回の海の森(仮称)とこのを拝見すると、広さは十分にあるんですけれども、例えば上空から見ても、認識度みたいなのは個人的にはあまり感じないんです。先ほど今後の利用状況、今後できてからのリピーターとか利用状況とかというお話もあつたんですけれども、そういった上空からの視認性というか、認識性、そういうものも目立つというか、そういう観点も考えていただければよろしいかなと思います。

あと、例えば「こはほん」という空港に近いので、私もわりとヨットとかグライダーをやったことがあるので、風向きからいって多分夏場がこの上空は飛行機がすぐ通ると思つんです。通るといつか、夏場は着陸がここの海の森(仮称)の上空を通ると思つんですが、逆に冬場はおそらく北風なので南から入ると思つのでこの上空からは着陸はしないと思つんです。先ほど「コンサートのお話があつたと思つんですけれども、例えば「ちよん」で「コンサート」をやる夏場は一番航空機が飛ぶあたりじゃないかと思つので、ちょっと難しいかなという気はしました。ほらほらになつてしまつたんですが、そういうコメントという形で聞いていただければ結構です。

○渡邊会長 ひとつもありがとうございます。

○福島委員 指摘ありがとうございます。実は上空からの認識に関してですが、部会の中でいろいろな議論をいたしました。起伏をつけて変化が大きいほうがいいのではないかと議論もいたしました。単純に言ってしまうと東京湾の中にひよっころひよっころ島のような形のものがあるといいのではないかと

そういう議論もいたしました。ところが、残念ながら先ほどの説明にもありましたようになかなか地形の改変が難しい、上空も制限されているということがございます。

やはり私も一番議論いたしましたのは、あの空間をいかに個性的なものにするかということと、どういまして、その結果、やはり森が全面的に見えるような、そういうほかには見られないような個性を出さうではないか。そういう形で最終的には検討経過をまとめることにいたしました。

○渡邊会長 景観というのは公園だけじゃなくて、東京都の中に飛行機が入ってくる場合、やっぱり東京都は美しいなと、こういう一つの印象を全体でどう与えるか。しかも昨年やりました港湾のビジョンからいけば、上から見ても非常に機能性が高いなということがわかるということが東京湾にとって非常に価値を持つのではないかと思います。

ほかにもございませんでしょうか。

○藤澤委員 一点だけよろしいでしょうか。要望という形でお願いしておきたいと思つています。現在のこの計画というのは、中間まとめ、最終まとめ、それから計画という形では二十年かけて実施していくという形でありましたので、今のところ、どこのこの言つ話ではありませんけれども、この公園に対するアクセスの問題という形で陸上、海上、そういった部分を利用していきたいというお話がありました。

現在、こちら側のほうで言いますと、東京の西航路、大井品川、芝浦、晴海、こちら側のほうの港側の利用頻度というのは大型船の就航という形でかなり頻繁になっております。また入港船の管制も五千トンから二万五千トンへの引き上げという形で管制の解除も始まつております。そういった部分で利用される都民の方々の安全という形を考えた場合、海上アクセスについては若洲の海浜公園もしくは辰巳の森の海浜公園側からの

海上アクセスという点を十分お願いしておきたいと、要望としてお願いしておきたいと思えます。

ただ、最終的には今現在、計画されております第一航路の問題等もいろいろ出てきますので、そういった工事の問題における場合についてはそういった海上アクセスの安全対策という点について十分ご配慮をお願いしておきたいということでも要望一点をお願いしておきたいと思えます。

○渡邊会長 それでは、要望という点で承っておきまして、きょうこの会議も十一時までということになっておりますので、皆様から大変活発なご意見あるいは要望等も承りましてどうもありがとうございました。

この海の森（仮称）検討部会の皆様方には本日、各委員から出ました意見、それから都民の意見などを十分に踏まえていただき、さらなるご検討を加えていただいた上で次回の審議会にご報告をお願い申し上げたいと思えます。

それでは、本日これをもちまして議事はすべて終了いたしました。どうもご協力ありがとうございました。

閉会に当たりまして港灣局長からごあいさつがありますので、どうぞよろしく。

○成田港灣局長 港灣局長の成田でございます。一言お礼のご挨拶をさせていただきます。本日は、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、熱心にご審議いただきました。ありがとうございます。また福嶋部会長はじめ専門部会の皆様方には約一年にわたり六回かけて本日の中間まとめを完成させてご提出いただきました。ありがとうございます。御礼申し上げます。

この中央防波堤内側の海の森（仮称）につきましては、石原知事も都議会でも日本の首都である東京のかつて美しかった湾口につつまつたる森ができるということは大歓迎と申しております。

す。また、ごみの集積できあがった人工の島を緑豊かな海の森（仮称）によりえらさせることは極めて重要で、歴史的意義がある。海の森（仮称）では次代を担う子供たちをはじめ、都民の皆さんが木の種から苗木を育て、さらにそれを持ち寄り、森をつくっていくことが大事である。将来、海の上にはすばらしい森が広がることを子孫に対する何よりの贈り物と心得て努力したいとも申しております。

その具体的な方策の一つとしてしまして、学校などでドングリ、日本に約二十種類あるようでございますが、その種から苗木を育てまして、二、三年後には海の森（仮称）に植樹していただくという活動が臨海部の小学校から実験的に始まってあります。これを今後徐々に都内へと広げていきたいと考えているところでございます。

この後、都民の皆様から寄せられるご意見についてご意見といただきました。最終答申としてお示しいただく予定でございます。私どもといたしまして、この構想にございますように苗木づくりをはじめさまざまなこういった活動が和のように広がります。多くの都民の皆様から賛同をいただきたいと考えております。三十年という時間をかけ、世代を越えてつくられるこの海の森（仮称）は大きな夢のある事業でございます。東京港の新しいシンボルとなり、ひいては首都東京の風格を高めていけるよう、この事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様には、最終答申に向けましてさらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私からの御礼のごあいさつといたします。本日はまことにありがとうございます。渡邊会長 それでは、最後に、次回の予定を確認しておきたいと思えます。

○浜企画課長 次回の審議会でございますが、年度末を目途にと

考えておりましたが、二月ぎりぎりですと私ども予算
議会もございません。皆様もお忙しいと存じまして、来年の二月
中旬、または下旬ごろに今回のご審議いただきました海の森仮
称（）の構想の最終答申を主な議題として開催させていただきました
いと思っております。開催日など、また詳しいことが決まりま
したらご連絡差し上げますので、ぜひどうぞよろしく願いたい
します。

○渡邊会長 それでは、委員の皆様、本日はどうもありがとうございます。
ございました。これをもちまして閉会とさせていただきます。

閉 会 （午前十時五十九分）

了